

事業者排出量削減計画書（新規・**変更**）

(あて先) 京都府知事				
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）		
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 大阪市福島区海老江1-1-23		イオン株式会社 西日本カンパニー 執行役支社長 築城 政雄 電話 06 - 6457 - 6111		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	小売業			
<input checked="" type="checkbox"/> 該当する事業者要件	京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））			
計画期間	平成 18 年 4 月 ～ 平成 20 年 3 月			
基本方針	ISO14001環境マネジメントシステムをベースとして「地球温暖化防止に関する中期計画」を推進することにより、1990年度対比6%のCO2排出量削減を目指す。これを受け、店舗では電気使用量の削減、買物袋持参率の向上、廃棄物の削減を目標として設定して取り組む。			
推進体制	環境統括責任者をトップとする地球温暖化防止対策推進組織に基づき、開発本部、商品本部、総務本部、SCMが各々の目標達成に向け施策を具体化する。京都府内の店舗は営業担当配下の西日本カンパニーに所属し、カンパニーでは、総務部、ストア本部が中心となって各店の削減目標を進捗管理する。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18～19	空調	空調の適温化（冷房28℃、暖房20℃程度）を確実に実施する	
	18～19	冷凍機・照明器具他	機器の入れ替え、新設時はエネルギー効率の高いものを導入する	
	18～19	照明	不要照明の消灯	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （平成17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （平成19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）
	A 事業所等排出区分	20,787 t	20,371 t	-2.0 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 20,787 t	*2 20,371 t	-2.0 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画） 取組量等 （二酸化炭素換算（t））		/
	森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量） t	
	府内産の木材の利用	（利用量） m ³	（削減量） t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量） kwh	（削減量） t	
		（熱供給量） GJ	（削減量） t	
	グリーン電力の購入	（購入量） kwh	（削減量） t	
	削減量等合計		*3 t	
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績） *1 20,787 t	目標年度（計画） (*2)-(*3) 20,371 t	削減率（計画） -2.0 %	
特記事項	イオン株式会社としては、以下のような内容に取り組んでおります。 ・地球環境に優しい店舗づくりを目指し、エコストアをオープンしました。 太陽発電、風力発電を取り入れ、エコストア1号店では年間455CO2トンを削減しました。 今年度は、エコストア2号店を計画し、年間1048CO2トンの削減を目指します。 また、お客さまとともにCO2削減活動として、買物袋持参運動を実施しています。 2005年度は15.4%の持参率を実現し、34949CO2トンの削減に貢献しました。 ・イオンでは以前より積極的に植樹を推進しています。今後も出店する際には継続して植樹活動を行ってまいります。 ・全国に広がっている物流体制を見直し、地球環境に優しい新たな物流体制をスタートさせています。 ①店舗車両の有効活用 ②車両大型化による積載効率の向上 等			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。